

第11回 菊池事件—ハンセン病差別と闘う

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50期)

1 再審請求棄却決定

2026年1月28日、熊本地裁は、菊池事件について、再審請求を棄却する決定をした。弁護人らは直ちに即時抗告の申立を行い、福岡高裁では、異例のスピードで3者協議が始まったことが報じられている。

菊池事件は、ハンセン病の患者であったFさんが、村役場職員を刃物で殺害したなどの罪で1957年に死刑が確定した事件で、既にFさんは1962年9月14日に死刑が執行されている。

今回の再審請求において争点の1つとなっているのが、憲法違反は再審開始理由になるのかという点であった。ハンセン病の患者とされたFさんの裁判は、公開原則に反して閉鎖された菊池恵楓園内の「特別法廷」で行われた。法廷は消毒液の臭いがたちこめ、被告人以外は白い予防衣を着用し、ゴム長靴を履き、ゴム手袋をはめた手で証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたとされている。未だ決着のつかない菊池事件の“歴史”を振り返りたい。

2 再審請求に至るまで

Fさん本人の再審請求は3回行われている。そしてなんと、3度目の請求が棄却された日の翌日に死刑が執行されている。その後、遺族が再審請求したのはおよそ60年が経過した2021年4月22日である。長年、遺族が請求できなかった理由は容易に想像ができる。ハンセン病患者が出たという事実は、患者本人に留まらず、その家族・親族に対しても、いわれない厳しい差別の理由になってきた。そのため遺族は、Fさんの親族であると名乗り出て再審請求人になることができなかったのである。

その間、漫然と放置されていたわけではない。2001年にらい予防法違憲判決が出た後、元患者の団体が、2012年に再審請求権のある検察官が再審請

求をすべきだと検事総長宛に要望した。翌年には、最高裁宛に、特別法廷で行われた審理の調査を要望している。最高裁は、2016年4月に調査報告書を公表し、必要性がない特別法廷を設置し続けた運用の誤りを認め、偏見、差別を助長することにつながったと謝罪している。

他方、検察官は再審請求をしない。そのため、請求しないこと自体が違法であるとして、2017年、国賠訴訟を起こした。2020年、熊本地裁は請求は棄却したものの、確定審の審理が憲法違反であることを認めた。そこで、同年、請願権（憲法16条）を根拠に、市民らが再審請求を行った。長い年月が経過しただけでなく、これら一連の出来事が広く報じられ、ようやく遺族が請求人になることができたのである。

3 決定の問題点

今回の決定は、特別法廷は憲法13条、14条1項に違反し、裁判の公開原則を定めた憲法37条1項、82条1項に違反する疑いがあるが、公開法廷で審理したとしても、証拠関係等に変動はないから、重大な事実誤認を来すものとは認められないとして再審開始を認めなかった。

この決定は、憲法が31条以下で適正手続の保障を定めた趣旨を十分理解しているとは思えない。Fさんの目の前で裁判官が予防衣を着て、証拠を箸でつかむのである。差別そのものの審理の渦中にいたFさんが十分な防御ができる心境にあったとは到底思えない。手続保障が欠けたのはハンセン病に対する差別や偏見があったことは明らかで、言い訳はできない。適正な裁判が行われていないのであるから、適正な裁判をやり直すのは、むしろ当然のことではないか。